

区画整理だより

(平成 2 7 年 7 月 1 7 日 発行)

〒800-0392 福岡県京都郡苅田町富久町 1 - 1 9 - 1

苅田町 土地区画整理課

電話 : 093-588-1010 (直通) FAX : 093-588-1028

わからないことがございましたら土地区画整理課へお電話ください。

発行にあたって

関係者の皆様におかれましては、本事業にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
地元をはじめ町民の皆様から、計画が今どうなっているのか文書にて情報が欲しいとの声が寄せられましたことから、
今後は、『区画整理だより』を発行して、当該年度の事業内容をお知らせしますのでよろしくお願いいたします。

①事業の進捗状況について

与原土地区画整理事業の進捗状況は、平成 2 5 年度 2 0 %、平成 2 6 年度末で約 3 4 %です。家屋、立竹木等の移転補償については、1 工区の契約がすべて終わり、家屋等の撤去も平成 2 6 年度内には完了いたしました。2 工区については、平成 2 6 年度より使用収益の停止をし、仮盛土を行なっております。又、仮換地の引渡しについては、平成 2 5 年度工事完了分の確定測量を実施し、平成 2 6 年 9 月に地権者の方へ 1 7 画地 5,5 9 1 m²お返ししたところです。国の補助金等の動向も踏まえ、地権者の皆様にご理解、ご協力をいただき 1 日も早い完成をめざし、努力していく所存でございます。

②土地区画整理審議会委員が決定しました

平成 2 7 年 7 月の任期満了に伴う改選により審議会委員 (1 0 名) に決まりました。
また、7 月 1 5 日開催の審議会にて、委員構成が下記の通り決定しましたのでお知らせ致します。

(審議会委員構成)

職 名	氏 名	備 考
会 長	坂本 東二郎	学識経験者
会長代理	岡田 知子	学識経験者
委 員	井本 繁	所有権者
	増田 嘉久治	所有権者
	塩塚 安吉	所有権者
	沖永 秀和	所有権者
	石田 隆之	借地権者
	行事 道雄	所有権者
	岩谷 弘毅	所有権者
	松下 清	所有権者

※今回の審議会委員の任期は平成 2 7 年 7 月 1 3 日から 5 年間です。

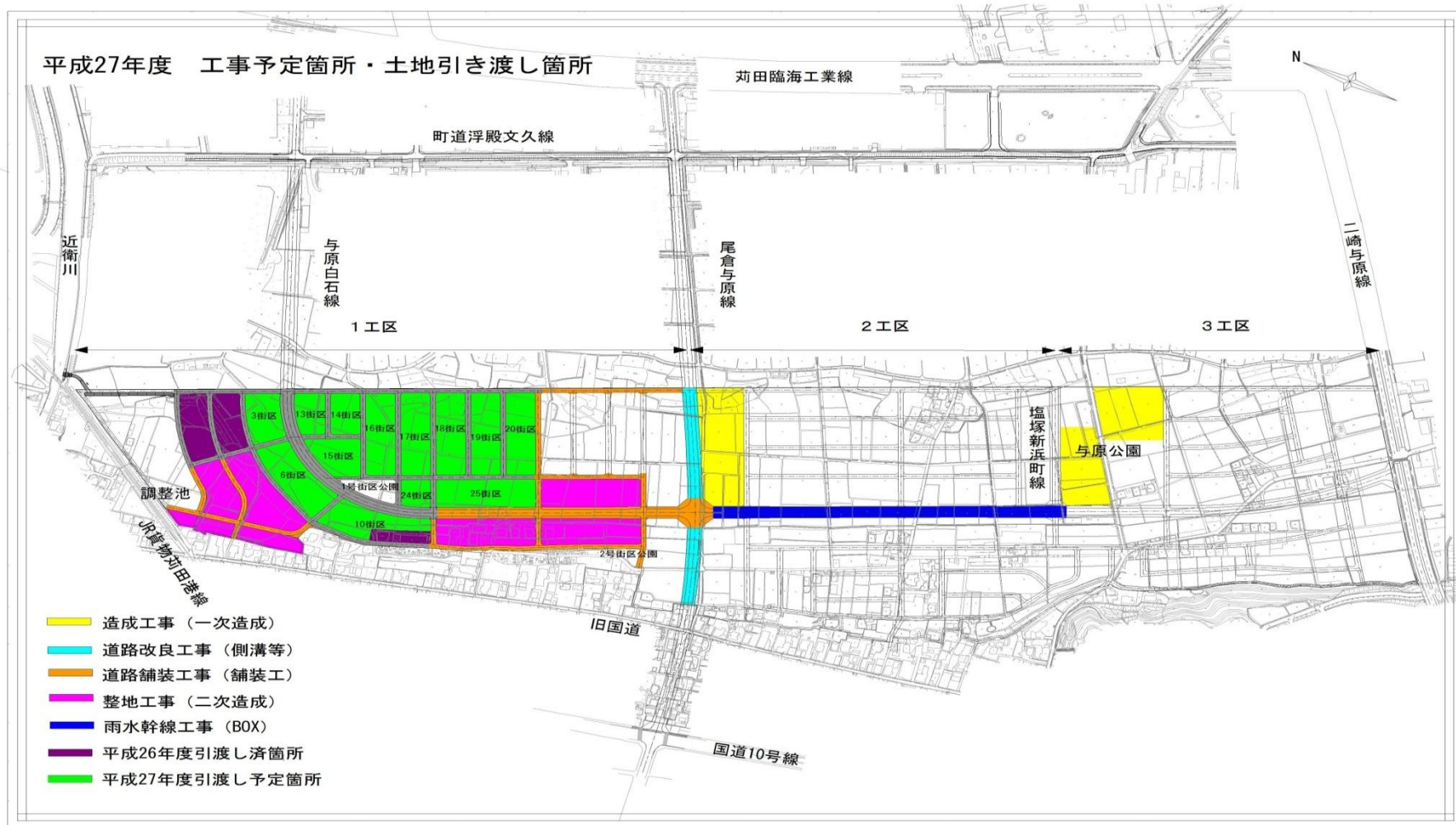
※審議会役割：土地区画整理審議会は、換地計画、仮換地の指定及び保留地の決定に関する事項について法律に定める権限を行います。



③今年度の工事予定箇所及び仮換地の引渡しについて

今年度の工事予定につきましては、下記、工事箇所を予定しております。

また、仮換地の引渡しにつきましては、平成27年7月26日に地権者の皆様立会のうえで、24街区および10、25街区の一部をお返しする予定です。なお、平成27年10月にも地権者の皆様立会のうえで、3、6、13、14、15、16、17、18、19、20街区につきましてもお返しする予定です。平成27年10月に仮換地をお返しする地権者の皆様には、仮換地の引渡しのための立会の日時等は事前にご連絡をすることとしています。平成27年度以降も、順次、仮換地の引渡しを行っていきますのでご協力をよろしくお願いします。なお、地権者の皆様へ、引渡しが終わった仮換地につきましては、今後、地権者の方々に管理をしていただきます。土地利用を行っていない土地では雑草などが茂ったり、枯れたりして、火災又は犯罪の発生の原因となることもあります。火災や犯罪を防ぐためにも定期的な草刈等の管理をお願いします。



平成27年度仮換地引渡し箇所（24街区）



平成27年度仮換地引渡し箇所（25街区）



④その他

1. 権利変動に伴う届出について

土地の所有権移転（売買、相続、贈与等）をされる場合には、事務手続き等を円滑に進めるために、事前に必ず町に相談をしてくださるようお願い致します。また、土地に過不足がついている（清算金が発生する）場合がありますので、トラブルを避けるためにも事前に必ず土地区画整理課へ確認をお願いします。

2. 建築行為等の制限について

土地区画整理事業地区内にて土地の形質の変更（舗装等）もしくは建築物その他工作物の新築・改築・増築を行い、または移動の容易でない物件の設置（5トン以上）、もしくはたい積を行おうとする場合は、事前に福岡県知事の許可が必要となります（土地区画整理法第76条）。